

上海超日太陽能科技株式会社の会社更生事件における 斬新な手続運営について

郝朝輝*

2014年12月24日に、上海超日太陽能科技株式会社（以下「超日太陽公司」とする）の更生計画案はすべて履行されました。史上初の上場企業における社債の債務不履行により、全国の注目を浴びた事案であるとともに、超日太陽公司の会社更生手続は中国倒産法の実務にも大きな影響を与えている。また、実際の手続では、いくつかの注目すべき手続運用が行われていた。この機会をお借りして、実務家及び学者の方々にご紹介したいと思う。

一、超日太陽公司の社債をめぐる債務不履行の時系列整理

超日太陽公司の社債をめぐる債務不履行事件において、以下の事項が重要である。

2014年3月4日に、超日太陽公司は、弁済期が到来する「11超日債」（2011年超日が発行した社債）の利息を全額弁済できないことを発表する。

* Partner, Kings & Wood Mallesons – Beijing, China

2014年3月7日に、「11超日債」の利息部分について債務不履行が起こった。中国証券市場にとって、史上初の社債の債務不履行である。

2014年5月6日に、債権者・上海毅華金属材料有限公司は、超日太陽会社が弁済期の到来した債務を弁済できないことを倒産原因として、上海市第一中級人民法院（以下「上海第一地裁」とする）に対して、超日太陽会社の会社更生手続開始の申立てを行った。

2014年6月26日に、上海第一地裁が上海毅華金属材料有限公司の超日太陽会社に対する会社更生手続開始の申立てを受理した。同日に、上海第一地裁は北京市金杜法律事務所上海支所及びKPMG会計事務所上海支所を管財人に選任した。

2014年7月10日に、上海第一地裁は、超日太陽会社に関する会社更生手続の受理、債権届出の開始及び第一回債権者会議等の事項を告示した。また、「11超日債」の債権者が多数存在することを考慮して、その権利行使の利便性を向上させるために、本件会社更生事件において、インターネットによる債権届出が認められた。

2014年7月15日に、管財人が「11超日債」の2014年度第一回債権者会議を招集したが、出席した債権者が有する債権の額が法定要件を下回ったので、法的拘束力のある決議がなされていなかった。

2014年8月18日に、上海第一地裁が超日太陽会社更生事件の第一回債権者会議を招集した。債権者会議は、管財人による業務報告、財産調査報告書や債権査定書を審議し、債務者財産の管理方針案を可決した。また、上海第一地裁は中国農業銀行奉賢支店を債権者会議委員長に指定した。

2014年9月30日に、江蘇省協鑫エネルギー（GCL New Energy Holdings Limited）及び8社の財務投資者からなる連合体がスポンサーとして選定された。管財人は、上海第一地裁及び債権者会議に対して、超日太陽会社の更生計画案を提出した。同日に、中国長城資産管理公司などは8.8億人民元を限度額として「11超日債」に担保責任を負うと告示した。

2014年10月23日に、超日太陽公司会社更生事件の第二回債権者会議及び株主グループの会議において、更生計画案が審議・可決された。

2014年10月28日に、管財人の申立てにより、上海第一地裁は超日太陽公司更生計画案を認可し、当該会社更生手続は遂行段階に移った。

2014年12月24日に、超日太陽公司更生計画案はすべて履行されて、手続が終結した。

二、手続運用の斬新さ

1、インターネットによる債権届出と債権者会議の議決

超日太陽公司の社債を購入した債権者の数はおよそ6400名ぐらいである。対面または郵送などの従来の債権届出の方法を採用する場合には、書類整理等の事務的作業の負担は管財人業務に支障を与えかねない。また、今回の事案は社債債権者が債権者の頭数の絶対数を占めた特殊な事案でもあり、その債権の証明は比較的簡単だと思われる。そのため、本件において、管財人は中国証券登記決済有

限会社深セン支社と直接に交渉し、裁判所の許可のもとで、社債債権者に特別にインターネットによる債権届出の道を開いた。

なお、上記同様な理由により、第一回及び第二回の債権者会議においても、社債債権者にインターネットによる投票の方法を用意した。

2、裁判所の許可による会社更生手続中の新規融資の優先弁済権
会社更生手続の期間中における生産活動等を維持するために、2014年7月に、超日太陽公司是中華人民共和國企業破産法（以下「企業破産法」とする）第75条に基づき、運転資金として総額5.2億人民元の新規融資を受けた。しかし、会社更生手続に入った後に、超日太陽公司是既に新規融資の担保物がほとんど所有していなかった。今後の手続において（たとえ破産手続の中でも）当該融資が優先弁済の効力を享受できるように、本件では上海第一地裁は法的書面の形式（超日太陽会社の会社更生手続における新規融資に関する許可）で、当該融資を共益債権として認めた。

3、手続外の第三者が一部の債権（社債債権）について連帯保証責任を負う保証を受諾すること

超日太陽会社の更生計画案の告示とともに、中国長城資産管理公司（以下「長城資産公司」とする）、上海久陽投資管理センター（以下「上海久陽公司」）は保証状を出して、両社は超日太陽会社の社債債権者に対して、合計で約8.8億人民元を限度額として連帯保証責任を負うと発表した。

超日太陽公司の更生計画案の遂行に伴って、長城資産公司与上海久陽公司是連帯保証責任を履行した。それにより、超日太陽公司の社債債権者は全額の弁済を受けるようになった。

三、議論

1、モバイル・インターネットの普及が倒産事件に対する影響

超日太陽公司の会社更生事件は、中国本土において、インターネットによって債権届出及び債権者会議の議決を行った史上初の事例である。今日に至って、日常の経済活動ではモバイル・インターネットが非常に発達している。対面による債権届出や対面による債権者会議の議決など、従来の手続慣行を変えて、インターネットを活用する可能性は十分にあると思われる。中国の倒産法実務では、インターネットの活用はまだ始まったばかりであるが、一つの確実な方向性として認められるであろう。倒産事件におけるインターネットの活用について、日本および韓国の専門家の方々にご教示を頂きたい。

2、裁判所の許可による会社更生手続中の新規融資の優先弁済権付与の妥当性

超日太陽公司のように、会社更生手続の開始後に、会社更生手続中の事業運営を維持するために新規の融資を受ける緊迫な必要があるものの、自社で融資の担保物を提供できない事案は稀ではない。新規融資の金融債権者の利益を保護し、より多くの財務的投資者が会社更生手続に参加するように促すには、裁判所の許可により会社更生手続中の新規融資に優先弁済権を付与することが考えられる。ま

た、こういった実務運営の本質は、司法権による確認によって、会社更生手続中の融資に安全性を与えるものである。ただ、前記の事案はあくまで実務運営の試みであるが、それに普遍的な妥当性が有するかどうか、日本または韓国は類似する手続運営があるかどうかについて、皆様とよく議論していきたいと思う。

3、手続外の第三者が一部の債権のみに対する連帯保証の偏頗弁済の該当性

超日太陽公司の会社更生事件について、一つの批判的な見方がある。それは、長城資産公司与上海久陽公司が会社更生手続の外で社債債権者のみに対する連帯保証責任の提供は、客観的に社債債権者にはかの債権者より高い弁済率を与えてしまって、債権者平等の原則に反することである。こういった批判に対して、支持者は反論している。つまり、社債の債権者は特殊な債権者であることに加えて、手続外の第三者が超日太陽公司そのものの資産をもって連帯保証責任を負う場合に、その他の債権者の利益を侵害したとは言えず、偏頗弁済に該当する余地がない。超日太陽公司の事件について、前記二つの意見は確かに激しく対立している。ぜひとも、日本と韓国の専門家のご意見を伺い、日本または韓国の同様の事件から経験を頂きたい。

以上。